

令和元年（納）第35号

課 徴 金 納 付 命 令 書

岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目1番地の1

朝日汙過材株式会社

同代表者 代表取締役 肥 田 祐 輔

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

朝日汙過材株式会社（以下「朝日汙過材」という。）は、課徴金として金184万円を令和2年6月23日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

朝日汙過材は、別添令和元年（措）第10号排除措置命令書（写し）記載のとおり、他の事業者と共同して、別紙1記載の粒状活性炭（以下「特定粒状活性炭」という。）について、供給予定者（自社の粒状活性炭を供給すべき者をいう。以下同じ。）を決定し、供給予定者が同排除措置命令書（写し）の別表1の名宛人目録番号1の本町化学工業株式会社を介して供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定粒状活性炭の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項第1号に規定する商品の対価に係るものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 朝日汙過材は、特定粒状活性炭の卸売業を営んでいた。

イ 朝日汙過材が前記1の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、平

成 26 年 2 月 20 日以前であると認められる。また、朝日汙過材は、平成 29 年 2 月 21 日以降、当該違反行為を取りやめており、同月 20 日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。したがって、朝日汙過材については、当該違反行為の実行としての事業活動を行った日から当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が 3 年を超えるため、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、実行期間は、平成 26 年 2 月 21 日から平成 29 年 2 月 20 日までの 3 年間となる。

ウ 前記実行期間における特定粒状活性炭に係る朝日汙過材の売上額は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第 5 条第 1 項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、別紙 3 記載の物件に係る 1 億 8 4 0 4 万 6 0 4 0 円である。

(2) 朝日汙過材は、前記実行期間を通じ、資本金の額が 3 億円以下の会社であって、製造業に属する事業を主たる事業として営んでいた者である。したがって、朝日汙過材は、独占禁止法第 7 条の 2 第 5 項第 1 号に該当する者であり、同項の規定の適用を受ける事業者である。

(3) 朝日汙過材が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項及び第 5 項の規定により、前記 1 億 8 4 0 4 万 6 0 4 0 円に 1 0 0 分の 1 を乗じて得た額から、同条第 2 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて算出された 1 8 4 万円である。

よって、朝日汙過材に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和元年 1 1 月 2 2 日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 小 島 吉 晴

別紙 1

近畿地区に所在する地方公共団体が入札の方法により発注する，下表「施設名」欄記載の高度浄水処理施設向けの粒状活性炭

番号	施設名	「施設名」欄記載の施設に対応する 地方公共団体名
1	柴島浄水場	大阪市
2	豊野浄水場	大阪市
3	庭窪浄水場	大阪市
4	泉浄水所	吹田市
5	守口市浄水場	守口市
6	中宮浄水場高度浄水施設	枚方市
7	庭窪浄水場	大阪広域水道企業団
8	万博公園浄水施設	大阪広域水道企業団
9	村野浄水場	大阪広域水道企業団
10	尼崎浄水場	阪神水道企業団
11	猪名川浄水場	阪神水道企業団

別紙 2

番号	用語	定義
1	近畿地区に所在する 地方公共団体	別紙 1 の表の「『施設名』欄記載の施設に対応する地方公共団体名」欄記載の地方公共団体
2	入札	一般競争入札又は指名競争入札
3	高度浄水処理施設	凝集沈澱，急速ろ過等の処理に加えて，オゾンと粒状活性炭による処理を行う浄水処理施設
4	自社の粒状活性炭	別添令和元年（措）第 10 号排除措置命令書（写し）の別表 1 の名宛人目録記載の 8 社及び別表 2 記載の 3 社から，本町化学工業株式会社を除いた 10 社のそれぞれが，自社の名称，銘柄，品番，商標等を付した粒状活性炭（同別表 1 の名宛人目録番号 5 の幸商事株式会社にあつては，キャボット・ノリット・ジャパン株式会社の名称，銘柄，品番，商標等を付した粒状活性炭）

別紙 3

課徴金算定対象物件一覧

番号	地方公共 団体名	物件名	特定粒状活性炭を使用 する施設の名称	入札書 提出期限日等
1	大阪市	粒状活性炭（豊野 浄水場） 買入	豊野浄水場	平成26年 9月19日
2	大阪市	粒状活性炭（庭窪 浄水場） 買入	庭窪浄水場	平成27年 8月26日
3	吹田市	粒状活性炭の購入	泉浄水所	平成27年 8月18日

令和元年（措）第10号

排 除 措 置 命 令 書

名宛人 別表1の名宛人目録記載のとおり

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 別表1の名宛人目録記載の8社（以下「名宛人8社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会（同名宛人目録番号8の株式会社サンワにあっては、株主総会）において決議しなければならない。
 - (1) 別紙1記載の粒状活性炭（以下「特定粒状活性炭」という。）について、名宛人8社及び別表2記載の3社（以下「11社」という。）が、遅くとも平成25年3月22日以降（別表3記載の事業者にあっては、それぞれ、「期日」欄記載の年月日以降）共同して行っていた、供給予定者（自社の粒状活性炭を供給すべき者をいう。以下同じ。）を決定し、供給予定者が別表1の名宛人目録番号1の本町化学工業株式会社（以下「本町化学工業」という。）を介して供給できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、別紙1の表の「施設名」欄記載の施設（以下「近畿地区の特定高度浄水処理施設」という。）向けの粒状活性炭について、供給予定者を決定せず、自主的に供給すること。

- 2 名宛人 8 社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く 7 社に通知するとともに、近畿地区に所在する地方公共団体、自社の取引先である特定粒状活性炭の販売業者等及び遅くとも平成 25 年 3 月 22 日以降（別表 3 記載の事業者にあつては、それぞれ、「期日」欄記載の年月日以降）に、特定粒状活性炭の入札に参加していた販売業者等のうち自社が供給する粒状活性炭を取り扱う者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 名宛人 8 社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、近畿地区の特定高度浄水処理施設向けの粒状活性炭について、供給予定者を決定してはならない。
- 4 名宛人 8 社は、それぞれ、第 1 項及び第 2 項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第 1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 名宛人 8 社は、それぞれ、別表 1 の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、粒状活性炭を販売していた。

イ 名宛人以外の別表 2 (1)記載の事業者は、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、粒状活性炭を販売していた者であるが、「期日」欄記載の年月日以降、「事由」欄記載の事由により、事業活動の全部を取りやめている。

ウ 名宛人以外の別表 2 (2)記載の事業者は、それぞれ、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、粒状活性炭を販売していた者であるが、「期日」欄記載の年月日に「合併の状況」欄記載のとおり、合併したことにより消滅している。

(2) 特定粒状活性炭の入札

ア 近畿地区に所在する地方公共団体は、特定粒状活性炭について、入札に参加する者に対し、粒状活性炭の仕様、契約期間中の粒状活性炭の使用予定数量等を示して、入札を実施していた。

イ 11社は、特定粒状活性炭の入札に、自社が供給する粒状活性炭を取り扱う販売業者等を参加させていた（以下、11社がそれぞれ特定粒状活性炭の入札に参加させる者を「窓口業者」という。）。

ウ 11社は、自社の窓口業者が特定粒状活性炭の入札において受注者となった場合、特定粒状活性炭を近畿地区に所在する地方公共団体に供給していた。

2 合意及び実施方法

11社は、遅くとも平成25年3月22日以降（別表3記載の事業者にあつては、それぞれ、「期日」欄記載の年月日以降）、特定粒状活性炭について、各社の利益を確保するため

(1)ア 供給予定者を決定し、供給予定者は本町化学工業を介して供給する

イ 供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 入札物件ごとに、11社から本町化学工業を除いた10社（以下「10社」という。）の中から

(ア) 納入先施設ごとに供給予定者となる順番をあらかじめ定め、当該順番に該当する者を供給予定者とする

(イ) 特定の納入先施設については特定の者を供給予定者とする

ことを原則としつつ、本町化学工業と10社のうち一部の者が必要に応じて調整して、10社のうちいずれかの者を当該物件の供給予定者とする

イ 窓口業者が提示する入札価格のうち

(ア) 供給予定者の窓口業者が提示する入札価格は、供給予定者が単独で、又は供給予定者と本町化学工業との協議によるなどして決定する

(イ) 供給予定者以外の者の窓口業者が提示する入札価格は、供給予定者の窓口業者が提示する入札価格よりも高くなるようにする

ウ 入札において前記イの入札価格を窓口業者に提示させる

などして、供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにしていた。

3 実施状況

11社は、前記2により、特定粒状活性炭の大部分について、10社から本町化学工業を介して供給していた。

4 前記2の行為の取りやめ

- (1) 別表4記載の事業者は、本町化学工業に対し、前記2(1)の合意から離脱する旨を表明し、「期日」欄記載の年月日以降、同合意に基づき供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにする行為を取りやめている。
- (2) 別表2(2)記載の事業者は、それぞれ、「期日」欄記載の年月日に、「合併の状況」欄記載の事由により消滅したため、同日以降、前記2(1)の合意に基づき供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにする行為を行っていない。
- (3) 平成29年2月21日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、名宛人8社から別表4記載の事業者を除き別表2(1)記載の事業者を加えた8社は、前記2(1)の合意に基づき供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、11社は、共同して、特定粒状活性炭について、供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定粒状活性炭の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、名宛人8社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、名宛人8社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和元年11月22日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 小 島 吉 晴

別紙 1

近畿地区に所在する地方公共団体が入札の方法により発注する，下表「施設名」欄記載の高度浄水処理施設向けの粒状活性炭

番号	施設名	「施設名」欄記載の施設に対応する 地方公共団体名
1	柴島浄水場	大阪市
2	豊野浄水場	大阪市
3	庭窪浄水場	大阪市
4	泉浄水所	吹田市
5	守口市浄水場	守口市
6	中宮浄水場高度浄水施設	枚方市
7	庭窪浄水場	大阪広域水道企業団
8	万博公園浄水施設	大阪広域水道企業団
9	村野浄水場	大阪広域水道企業団
10	尼崎浄水場	阪神水道企業団
11	猪名川浄水場	阪神水道企業団

別紙 2

番号	用語	定義
1	近畿地区に所在する 地方公共団体	別紙 1 の表の「『施設名』欄記載の施設に対応する地方公共団体名」欄記載の地方公共団体
2	入札	一般競争入札又は指名競争入札
3	高度浄水処理施設	凝集沈澱，急速ろ過等の処理に加えて，オゾンと粒状活性炭による処理を行う浄水処理施設
4	自社の粒状活性炭	10社のそれぞれが，自社の名称，銘柄，品番，商標等を付した粒状活性炭（別表 1 の名宛人目録番号 5 の幸商事株式会社にあつては，名宛人以外のキャボット・ノリット・ジャパン株式会社の名称，銘柄，品番，商標等を付した粒状活性炭）
5	納入先施設	入札において納入先として定められた高度浄水処理施設

別表1 名宛人目録

番号	本店の所在地	事業者	代表者
1	東京都足立区中央本町一丁目2番11号	本町化学工業株式会社	代表取締役 寺沢 伸郎
2	岡山県倉敷市酒津1621番地	株式会社クラレ	代表取締役 伊藤 正明
3	大阪市西区千代崎三丁目南2番37号	大阪ガスケミカル株式会社	代表取締役 渡部 吉彦
4	兵庫県姫路市飾磨区中島3001番地	ダイネン株式会社	代表取締役 増田 哲彦
5	東京都中央区新川一丁目17番25号	幸商事株式会社	代表取締役 中澤 祐喜
6	岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目1番地の1	朝日河過材株式会社	代表取締役 肥田 祐輔
7	名古屋市中村区名駅二丁目29番16号	フタムラ化学株式会社	代表取締役 長江 泰雄
8	福岡市城南区別府二丁目14番8号	株式会社サンワ	代表取締役 田代 英宏

別表2 名宛人以外の違反行為者

(1) 事業活動の全部を取りやめている事業者

番号	事業者	本店の所在地	期日	事由
9	カルゴンカーボンジャパン株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	平成30年10月31日	平成30年10月31日、株主総会の決議により解散した。

(2) 合併により消滅した事業者

番号	事業者	本店の所在地	期日	合併の状況
10	クラレケミカル株式会社	岡山県備前市鶴海4342番地	平成29年1月1日	平成29年1月1日、別表1の名宛人目録番号2の株式会社クラレに吸収合併されたことにより消滅した。

番号	事業者	本店の所在地	期日	合併の状況
11	日本エンバイロケミカルズ株式会社	大阪市西区千代崎三丁目南2番37号	平成27年4月1日	平成27年4月1日、別表1の名宛人目録番号3の大阪ガスケミカル株式会社に吸収合併されたことにより消滅した。

別表3 名宛人中、合意に中途参加した事業者

番号	事業者	期日
2	株式会社クラレ	平成29年1月1日
3	大阪ガスケミカル株式会社	平成27年4月1日
8	株式会社サンワ	遅くとも平成26年4月8日

別表4 名宛人中、合意から離脱した事業者

番号	事業者	期日
4	ダイネン株式会社	平成28年1月14日

(注) 別表3及び別表4の「番号」欄記載の番号は、別表1「番号」欄記載の番号に対応するものである。